

代理店委託契約書

トラクション株式会社（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、乙が甲に顧客紹介を行うことに関し、以下のとおり代理店委託契約を締結する。

第1条（委託業務）

- 1 甲は、乙に対し、以下の業務を委託し、乙は、これを承諾する。
 - ①甲の顧客となり得る者（以下「顧客候補者」といい、法人及び自然人を問わないものとする）に対し、甲の指定する商品の案内および提案を行う代理店業務
 - ②上記により、乙が獲得した顧客候補者を甲に対し、紹介する業務
- 2 乙は、甲が別に指定する方法により、前項の委託業務を遂行する。

第2条（報酬）

乙の紹介した顧客候補者が正式に甲の顧客となるに至った場合、甲は、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、本契約に基づく顧客紹介に関する報酬として、別途覚書に定める支払方法により別途覚書に定める金額を支払う。

第3条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約に関して相手方から入手した全ての情報（顧客候補者に関する情報を含む。）につき、これを厳重に管理し、第三者に漏洩せず、本契約の目的以外に使用しない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

 - ① 取得したときに既に公知、公用となっているもの
 - ② 取得した後に当該情報の取得者の責によることなく公知、公用となったもの
 - ③ 取得する以前に当該情報の取得者が既に知得していたことを証明できるもの
 - ④ 正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの
 - ⑤ 機密情報によることなく、独自に開発したことを証明できるもの。
- 2 前項は、弁護士その他法令上守秘義務を負う者又は本契約に基づく各当事者の義務履行を補助する関連会社その他の者に対し当該秘密情報が他に開示されることがないように必

要な措置を講じた上、客観的かつ合理的に必要な範囲内においてのみ開示する場合には適用しない。

3 本条は、本契約が終了した後も効力を有する。

第4条（解除及び免責）

1 乙が本契約又は法令等に違反した場合若しくは乙が甲との信頼関係を害するような行為を行った場合、甲は、乙に対し、何らの通知又は催告なくして本契約を解除できる。

2 本契約により、乙は、甲に対して顧客候補者の紹介義務を負担するものではなく、甲は、乙から紹介された顧客候補者との間で商品取引義務を負担するものではない。

第5条（損害賠償）

甲又は乙が相手方に故意又は重過失に基づく行為により損害（弁護士費用等を含む）を与えた場合、甲及び乙は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

第6条（移転禁止）

甲及び乙は、理由の如何を問わず、本契約上の地位若しくは権利又は義務の全部又は一部を他に移転できないものとする。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、甲又は乙いずれかからの申し出がない限り自動的に同一条件で更新する。

第8条（裁判管轄）

甲又は乙は、本契約の規定の解釈もしくは本契約に規定なき事項について双方間に紛争又は疑義を生じた場合、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする

第9条（協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義のある事項については、甲及び乙が誠意をもって協議するものとする。

本契約書の証しとして、本書を2通作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲： 埼玉県川口市並木2丁目6-6 グランドステータス高野6F
トラクション株式会社

代表取締役 篠原 義岳 (印)

乙：

(印)